



# 石巻市 男女共同参画基本計画 (第4次)

令和3年度～令和7年度 概要版

## 基 本 理 念

- 1 男女の人権尊重
- 2 性別による差別の禁止及び性別による役割分担意識の解消
- 3 男女のあらゆる意思決定の場への共同参画
- 4 家庭生活における活動とその他の活動との両立
- 5 SDGs を原動力としたあらゆる人々の活躍の推進



## 計画策定の趣旨

令和3年度を初年度とする新たな「石巻市男女共同参画基本計画（第4次）」は、本市を取り巻く状況や第3次計画の進捗状況を踏まえ、「石巻市男女共同参画推進条例」に定める男女共同参画の理念及び推進の必要性を広く普及啓発し、多様性に富んだ社会の担い手として女性が能力を発揮できるよう、男女共同参画社会の形成を促進することを目的に策定するものです。

## 計画の性格

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「石巻市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく基本計画です。
- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」、本市の「石巻市総合計画」、その他の関連計画と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画です。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。）第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。）第2条の3第3項に基づく「DV防止計画」を包含し、本市における男女共同参画を推進するための施策の方向性を定めた計画です。

## 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢や法制度の変更、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、適宜必要な内容の見直しを行います。

## 計画とSDGs

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGsの目標（ゴール）のうち、「ジェンダー平等を実現しよう（ゴール5）」に関連します。しかし、実現のためには、「質の高い教育をみんなに（ゴール4）」、「働きがいも経済成長も（ゴール8）」、「パートナーシップで目標を達成しよう（ゴール17）」などの課題を解決する必要があります。

男女共同参画社会の実現は、SDGsのほかの目標達成に貢献することにつながります。



# 計画の体系

基本目標1

政策形成及び方針決定の場への女性の参画の推進

基本目標2

地域・学校における男女共同参画の推進

基本目標3

働く場における女性の活躍推進に向けた環境の整備

基本目標4

家庭生活における男女共同参画の実現の促進

基本目標5

男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進

基本目標6

地域の防災における男女共同参画の推進

女性活躍推進計画

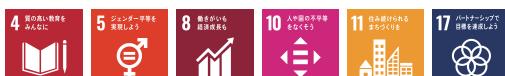
DVV防止計画

一部を除く

## 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1

政策形成及び方針決定の場への女性の参画の推進



### ◆施策の方向

(1) 市の審議会・委員会等への女性の参画の促進

ア 市の政策形成に関わる審議会・委員会等への女性の登用を促進します。

(2) 女性の人材育成

イ 女性が方針決定の場において活躍できるよう、能力発揮と意識の向上を図るための研修事業を実施します。

(3) 市職員・教員への意識啓発の強化

ウ 女性職員の職域や業務の拡大、研修の参加機会の拡大を図り、能力が十分活かせる環境づくりを行います。

(4) 市の関係団体等における女性の参画の促進

エ 市職員が、率先して男女共同参画を推進するよう、意識啓発や研修の充実を図ります。

オ 女性活躍推進法に基づき、男女の均等な機会を確保するとともに、適性を重視した性別にとらわれない登用を促進します。

カ 市の関係団体等における方針決定過程への女性の参画を進めるための情報提供や啓発活動を行います。

### ◆主な取組

○審議会・委員会等への女性の登用促進

○女性の能力発揮と意識の向上

○管理職及び組織内委員等への積極的な女性職員の登用

○意見交換会等における普及啓発



### ◆施策の方向

#### (1) 市民・市民活動団体等との連携による男女共同参画の推進

キ	地縁団体等の運営や活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画するよう働きかけを行います。
ク	市民活動に関する情報提供や相談事業等を行うほか、男女共同参画に関する学習情報を提供します。
ケ	市民活動団体や女性団体等との交流の場を提供するほか、協働事業の実施により男女共同参画を推進します。
コ	男女平等を基本とした男女共同参画に関する教育を推進します。
サ	家庭、地域と連携した男女共同参画に関する教育を進めるため、学校での取組等の情報を地域に発信します。
シ	専門家等との連携・協力により、出前講座実施メニューの充実を図り、学習機会を提供します。
ス	家庭における男女共同参画に関する教育支援のための学習機会を提供します。
セ	男女が対等なパートナーとして支え合い、共に創る男女共同参画社会に向けての認識と理解を深めるよう、意識啓発を図ります。
ソ	男女共同参画の視点に配慮した、様々な広報により意識啓発を図ります。
タ	性に関する正しい認識を深めるため、発達段階に応じた教育の充実を図ります。
チ	人権を尊重し、多様な性の在り方についての理解を促進するとともに、男女を問わず、性的指向、性自認に関する悩みに対し相談体制を整備します。
ツ	地域社会の国際化に併せ、男女が共に国際的視野を持ち、自ら考え行動できるような環境の整備に向け、国際交流活動を促進します。
テ	将来の国際人を育成するため、青少年を対象とした人材育成と語学力向上を図ります。
ト	関係機関・関係団体と連携し、外国人への支援に努めます。

#### ◆主な取組

- 地縁団体等の長や役員への女性登用の働きかけ
- 異性についての正しい理解を深める道徳授業実践の奨励
- 男女共同参画関連セミナー等の開催
- 人権を尊重した性的マイノリティへの理解促進
- 多文化共生推進事業の実施



### 基本目標3

### 働く場における女性の活躍推進に向けた環境の整備



#### ◆施策の方向

##### (1) 男性中心型労働慣行等の変革

ナ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、事業者等に対して普及啓発を行います。

##### (2) 働く女性の能力向上と就業支援

ニ 職場における固定的な性別役割分担の意識を見直し、女性の積極的な参画を推進します。

ヌ 男性が家庭生活等へ積極的に参画しやすい環境づくりを推進します。

ネ 働く女性の職業能力を向上させるために必要な情報提供や、再就職や起業を目指す人に対する支援を関係団体と連携し実施します。

ノ 農林水産業や商工自営業に従事する女性が、その持てる力を十分に發揮して地域産業の振興に寄与し、意欲を持って経営に参画できるよう、男女共同参画に係る普及啓発や情報提供を行います。

##### (3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備

ハ 男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた生活の実現に向け、啓発事業の充実を図ります。

ヒ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市職員が率先して育児休業や介護休業等を積極的に取得できるよう促進します。

フ 事業者等や関係機関と連携し、各種制度の情報提供を行うとともに、事業者等の取組を支援します。

#### ◆主な取組

○男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発

○働く女性の職業能力の向上と再就職や起業を目指す人に対する支援

○ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

○男性職員の育児参加休暇取得の推進

施策の方向(1)～(3)は女性活躍推進計画を包含

### 基本目標4

### 家庭生活における男女共同参画の実現の促進



#### ◆施策の方向

##### (1) 男女の生涯にわたる心身の健康支援

ヘ 学習機会の提供や健康相談・健康診査・訪問指導を実施し、男女の生涯にわたる健康づくりを支援します。

ホ 子育てに関する様々なニーズに対応する支援業務を強化します。

マ 子どもの気持ちや保護者の悩みを理解し、子どもの健全育成を支援するため、相談事業の充実を図ります。

ミ 家族が協力し合いながら、安心して健やかに子育てができるよう支援します。

ム 地域の保育者における自主的な子育てサークルの育成を支援します。

メ 高齢者及び障害者に関する様々なニーズに対する支援業務の強化に努めるとともに介護保険事業の充実を図ります。

モ ひとり親家庭に対し必要な情報の提供や助成を行うとともに、生活の安全と自立支援の促進を図ります。

##### (2) 子育て支援の充実

##### (3) 高齢者や障害者、ひとり親家庭等への生活支援

#### ◆主な取組

○助産師による産前産後の心とからだのトータルケア推進事業の実施

○保育所待機児童の解消

○児童・母子相談、父子相談、少年相談の実施

○高齢者や障害者及び家族に対する相談・支援の実施

施策の方向(2)・(3)は女性活躍推進計画を包含

## 基本目標5

## 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進



### 施策の方向

#### (1) 男女間におけるあらゆる暴力等の根絶

ヤ DVに関する正しい知識を深めるとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を促進します。

#### (2) 暴力被害者に対する支援の拡充

ユ あらゆる場におけるハラスメントをなくすための取組を推進します。

ヨ 被害者救済のため、相談体制の充実を図るとともに、警察等関係機関との連携の強化を図ります。また、被害者及び支援者の安全確保を優先し、継続支援を行うため、定期的に関係機関による検討会議を開催します。

#### (3) 子ども・高齢者・障害者等への虐待の防止

ラ DVやストーカー行為による被害者の被害の拡大防止を図るとともに、被害者の自立に向けた取組を支援します。

リ 子ども・高齢者・障害者等に対する虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。

施策の方向（1）～（3）はDV防止計画を包含

### 主な取組

- 男女間の暴力根絶に関するセミナー等の開催
- ハラスメント防止に関するセミナー等の開催
- DV相談窓口の周知の徹底
- 関係機関と連携し、複雑化する虐待ケースに対応

## 基本目標6

## 地域の防災における男女共同参画の推進



### 施策の方向

#### (1) 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画の推進

ル 男女共同参画の視点から地域における防災への取組を推進していくよう、多様な人材の参画を促進します。

#### (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進

レ 防災の分野において、男女が共に参画できる環境づくりを推進するための啓発事業等を実施します。

#### (3) 地域防災の核となるコミュニティ支援の充実

ロ 共に支え合い助け合う地域づくりの実現のための交流活動等の充実と支援を行います。

### 主な取組

- 石巻市防災会議への女性委員の登用の促進
- 自主防災組織における女性の参画の促進
- 積極的な防災意識の啓発
- 支え合い活動支援事業の実施

## 評価指標一覧

本計画の推進状況を把握するために評価指標項目を設け、男女共同参画社会の実現へ向けた目標値を以下のとおり設定しました。

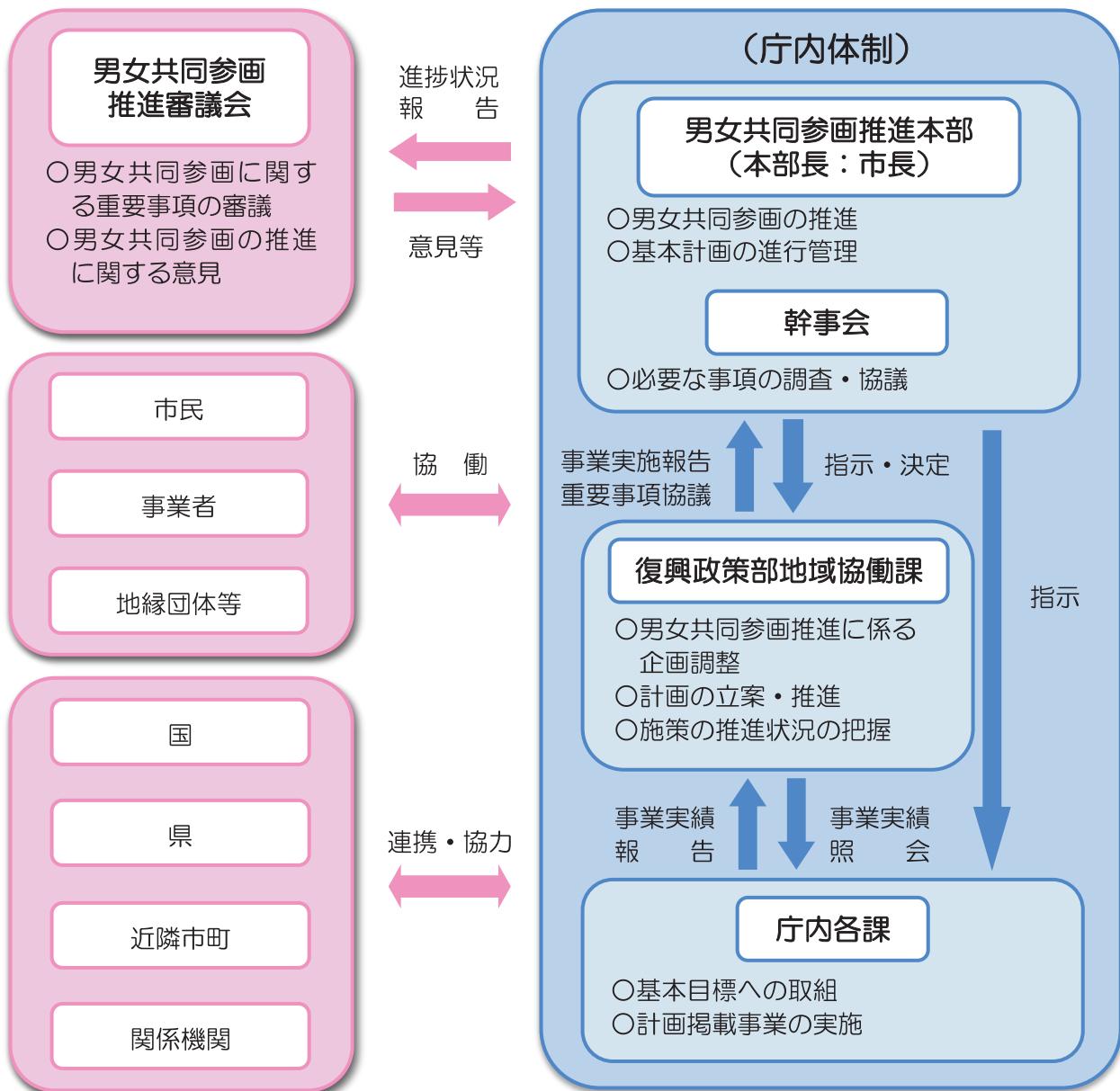
基本目標	評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
1	審議会・委員会等に占める女性委員の割合	25.8%	40%
	女性人材リストにおける審議会等へ登用された委員の割合	19.4%	25%
	市の管理的地位（ポスト課長補佐含む。）にある職員に占める女性の割合	29.5%	29.5%
2	「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	73.3% <sup>※1</sup>	100%
	自治会等役員に占める女性の割合 <sup>※2</sup>	19.0%	25%
	性的マイノリティ又はLGBTという言葉を知っている人の割合	43.5% <sup>※1</sup>	100%
3	男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発セミナー参加者数	25人	30人
	「女性のチカラを活かす企業」認証企業数	20社	30社
	市の男性職員の育児参加休暇等取得割合（3日以上）	65.2%	80%
4	保育施設入所待機児童数	12人	0人 (毎年度解消を目指す)
	保育施設における一時預かり事業の実施箇所数と受入定員	4か所 定員30人	5か所 定員40人
	休日保育の実施箇所数と受入定員	0か所	2か所 定員40人
	病児保育の利用年間延人数	延356人	延400人
	放課後児童クラブの実施箇所数と受入定員	48か所 定員2,355人	48か所 定員2,455人
	子育て世代包括支援センター相談窓口実施箇所数	10か所	12か所
	「育児や家事の役割」について「夫婦同様」との回答割合	49.6% <sup>※1</sup>	70%
5	DVの内容について正しく理解している人の割合 <sup>※3</sup>	36.9% <sup>※1</sup>	100%
	セクハラ又はDV被害に遭ったときの相談窓口を知っている人の割合	36.6% <sup>※1</sup>	100%
	石巻市虐待防止センターを知っている人の割合	28.8% <sup>※1</sup>	100%
6	石巻市防災会議の委員に占める女性の割合	16.2%	30%
	毎年度新たに資格を取得した防災士に占める女性の割合	40.0%	40%

※1 平成30年度石巻市市民意識調査（令和元年度未実施）

※2 自治会等役員とは、自治会等の会長、副会長、会計、幹事等のすべての役員のことを指す

※3 内容について正しく理解しているとは、身体的、精神的、性的、社会的、経済的の5つの暴力について理解していることを指す

## 計画の推進体制



## 計画の進行管理

推進状況については、年度ごとに事業実施状況を検証・評価し、次年度の施策のより効果的な推進に反映させるとともに、市民が男女共同参画に関心を持つよう、評価の結果を公表するなど適切な進行管理を行います。



石巻市  
男女共同参画基本計画  
(第4次) 概要版  
令和3年3月

発行・編集：石巻市復興政策部地域協働課  
〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号  
TEL 0225-95-1111 (代)  
FAX 0225-90-8043  
Eメール iscviaact@city.ishinomaki.lg.jp